



## 児童 児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届・所得状況届の提出を

現況届・所得状況届は、今年8月から来年7月まで手当を引き続いて受ける資格があるかどうかを審査するためのものです。現在手当を受給している人は、提出期日までに届け出をしないと、8月以降の支給が停止されますので、忘れずに提出してください。該当者には7月下旬に郵送いたしましたので確認してください。

### ▼提出するもの

①児童扶養手当の受給者は現況届、特別児童扶養手当の受給者は所得状況届②手当証書③印鑑

④児童扶養手当の受給者は住民票謄本（8月1日以降のもの）  
⑤特別児童扶養手当の受給者は対象児童が吉岡町に住民登録がない場合、その児童の住所地の住民票謄本⑥今年の1月1日に吉岡町に住所がなかった人は19年度（18年分）児童扶養手当・特別児童扶養手当用所得証明書  
▼提出期限 8月1日（水）～8月15日（水）

### ▼提出・問合せ先

役場健康福祉課福祉室  
☎54・3111（内線153）

## 介護 地域密着型サービス 事業者を募集します

町では、介護が必要になった高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らせるように、そして、できるだけ自立した生活が送れるように、「地域密着型サービス」を開業する事業者（法人）を募集します。詳しくは、健康福祉課福祉室で配布する募集要項か町公式ホ

ームページをご覧ください。

### ◆募集するサービス

○小規模多機能型居宅介護  
○認知症対応型通所介護

### ◆募集受付期間（予定）

8月13日（月）～8月31日（金）

### ▼問合せ先

役場健康福祉課福祉室  
☎54・3111（内線153）

## 国保 平成20年4月1日から（対象70歳～75歳の人） 医療保険制度が変更になります

### ●自己負担割合が1割の被保険者

前年の所得状況により、医療機関で受診する際の窓口における自己負担割合が1割の人は、平成20年4月からその割合が「2割」へ変更になります。

現在持っている高齢受給証の有効期間が7月31日で切れるので、自己負担割合の見直しを実施し、7月下旬に国保の高齢受給者全員へ受給者証を郵送してあります。

高齢受給者証の一部負担金の欄には、誕生日が昭和8年4月1日～昭和12年8月1日生まれの人の負担割合欄には「1割」（平成20年3月31日までは「2割」と記載されています。3割の人は変更ありません。

### ●平成19年10月1日～平成20年7月31日までに75歳に到達する被保険者

75歳以降は、老人保健法（平成20年4月からは高齢者の医療の確保に関する法律）の医療を受けることになるため、有効期

限がそれぞれ個別に設定されます。有効期限までに、新しい医療受給者証を交付しますので、ご承知おきください。  
▼問合せ先  
役場健康福祉課福祉室  
☎54・3111（内線156）

70歳～75歳の人が診療を受けるときの窓口負担

### ◆所得区分と負担割合

所得区分	自己負担割合	
	H20.3.31まで	H20.4.1から
一定以上所得者	現役世代の平均収入額以上の所得がある人 （※各種控除後の課税所得が145万円以上）	3割 3割（変更なし）
一般	一定以上所得者、低所得Ⅰ・Ⅱに該当しない人	1割 2割
低所得者Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税である人	1割 2割
低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税であって世帯の所得が一定基準以下の人	1割 2割

## 今月の納税

住民税・・・2期  
国民健康保険税・・・5期  
介護保険料・・・5期

納期限 8月31日(金)

便利で確実な口座振替も利用できます

## 福祉

金婚祝い表彰も行います

### 吉岡町敬老福祉大会の開催

吉岡町・吉岡町社会福祉協議会では毎年9月の「敬老の日」に町文化センターで敬老福祉大会を開催しています。今年も9月17日(月)の敬老の日に開催します。後日75歳以上の対象者に案内状をお送りします。

また、大会の席上で90歳到達者・金婚祝い・介護者表彰・エンゼル表彰を予定しています。金

婚祝に該当する人はご連絡ください。

▼金婚祝い対象者 ①結婚50年以上の夫婦で町内に在住の人②1958年(昭和33年)3月31日以前に結婚した人※以前、表彰歴(老人クラブ通常総会・敬老福祉大会)のある人を除く。

▼連絡・問合せ先 吉岡町社会福祉協議会 ☎54・3930

## 年金

35歳になる人へ(ねんきん定期便)

### 年金加入記録のお知らせが送付されます

35歳になる人(昭和47年4月2日以降生まれの人)で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する人に、「ねんきん定期便」として、これまで加入された公的年金制度の加入記録や納付状況などを記載した「35歳になられる方への年金加入記録のお知らせ」と、お知らせの見方や公的年金制度などの内容を紹介したリーフレットが、35歳到達月の前月に社会保険業務センターから送付されます(社会保険庁で記録管理をし

ていない共済組合員の人を除く)。年金加入中の節目の年齢であり、老齢年金の受給要件である25年以上の加入期間を満たすための上限である35歳の時点において、自分自身の年金加入状況が確認できます。今後は、「ねんきん定期便」の送付対象者を他の年齢層にも拡大する予定となっています。

▼問合せ先  
ねんきんダイヤル  
☎0570-05-1165

## 新潟中越沖地震にともなう物資支援について

このたびの災害にともない、吉岡町では、7月20日、被災地の一日も早い復旧・復興を願って、防災備蓄食品(アルファ米500食)を新潟県出雲崎町に運送しました。



## 吉岡町交番からの

### お知らせコーナー



### 青色防犯灯導入加速

吉岡町に設置されている青色防犯灯の設置数が、昨年度設置された32基から26基増設され、58基になりました。(平成19年6月19日現在)

青色防犯灯の効果もあり、今年度6月の犯罪発生状況は昨年6月に比べて減少しています。吉岡町交番ではこの状態を

### ●吉岡町交番管内刑法犯発生状況

(平成19年6月25日現在)

	平成19年6月	前年同月比
空き巣	0件	-1
事務所荒らし	0件	-1
自転車盗	0件	±0
車上狙い	0件	-2

継続していくために、パトロールなどの強化をすることで、犯罪の予防・検挙に努めています。